

令和6年12月16日

大台町議会議長 小林 保男 様

発議者 大台町議会議員

岸 吉隆

賛成者 大台町議会議員

古家 大輔

議案第78号 大台町公共浄化槽の整備に関する条例の一部を
改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び大台町議会会議規則第17条第2
項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第 7 8 号 大台町公共浄化槽の整備に関する条例の一部を
改正する条例に対する修正案

議案第 7 8 号 大台町公共浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

改正規定中、第 12 条第 1 項の表

「

人数	金額（月額）
基本料金（5 人まで）	7,150 円
5 人を超える場合は 1 人増すごとに	550 円

」

を

「

人数	金額（月額）
基本料金（5 人まで）	6,160 円
5 人を超える場合は 1 人増すごとに	550 円

」

に、

「 第 14 条第 2 項中「毎月 1,000 円以内の範囲内で使用者に支払うこと」を「毎月 990 円を使用料から控除するもの」に改める。

」

を

「 第 14 条第 1 項を次のように改める。

公共浄化槽の使用、保守点検、清掃等に関する電気料金及び水道料金は、使用者の負担とする。

第 14 条第 2 項を削る。

」

に、

「 4 町長は、この条例の施行後おおむね 5 年ごとに、生活排水処理事業（公共下水道事業及び公共浄化槽事業をいう。）に関する財政状況等を勘案しつつ第 12 条第 1 項に規定する使用料の額及び第 14 条第 2 項に規定する公共浄化槽使用料から控除する電気料金の額を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

」

を

「 4 町長は、この条例の施行後おおむね 5 年ごとに、生活排水処理事業（公共下水道事業及び公共浄化槽事業をいう。）に関する財政状況等を勘案しつつ第 12 条第 1 項に規定する使用料の額を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

」

に改める。

附則第1条中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改め、
同条第2項

「 前項の規定にかかわらず、令和7年4月分から令和8年3月分までの基本料金は4,950円とし、同年4月分から令和9年3月分までの基本料金は5,500円とし、同年4月分から令和10年3月分までの基本料金は6,050円とし、同年4月分から令和11年3月分までの基本料金は6,600円とする。 」

を

「 前項の規定にかかわらず、令和8年4月分から令和9年3月分までの基本料金は、5,280円とする。 」

に改める。

大台町公共浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案新旧対照表

修正後	修正前（議案第78号の改正後）												
（使用料の徴収） 第12条 町長は、使用者から、公共浄化槽使用料（以下「使用料」という。）として次の表に定める額を徴収するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>人数</th><th>金額（月額）</th></tr> <tr> <td>基本料金（5人まで）</td><td>6,160円</td></tr> <tr> <td>5人を超える場合は1人増すごとに</td><td>550円</td></tr> </table> 2～4 （略） （電気料金及び水道料金の負担） 第14条 公共浄化槽の使用、保守点検、清掃等に関する<u>電気料金及び水道料金は、使用者の負担とする。</u> 附 則 1～3 （略） （検討） 4 町長は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、生活排水処理事業（公共下水道事業及び公共浄化槽事業をいう。）に関する財政状況等を勘案しつつ第12条第1項に規定する使用料の額を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	人数	金額（月額）	基本料金（5人まで）	6,160円	5人を超える場合は1人増すごとに	550円	（使用料の徴収） 第12条 町長は、使用者から、公共浄化槽使用料（以下「使用料」という。）として次の表に定める額を徴収するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>人数</th><th>金額（月額）</th></tr> <tr> <td>基本料金（5人まで）</td><td>7,150円</td></tr> <tr> <td>5人を超える場合は1人増すごとに</td><td>550円</td></tr> </table> 2～4 （略） （電気料金及び水道料金の負担） 第14条 公共浄化槽の使用、保守点検、清掃等に関する<u>電気料金は町が負担し、水道料金は使用者が負担する。</u> <u>2 前項の町が負担する方法は、毎月990円を使用料から控除するものとする。</u> 附 則 1～3 （略） （検討） 4 町長は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、生活排水処理事業（公共下水道事業及び公共浄化槽事業をいう。）に関する財政状況等を勘案しつつ第12条第1項に規定する使用料の額及び第14条第2項に規定する公共浄化槽使用料から<u>控除する電気料金の額</u>を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	人数	金額（月額）	基本料金（5人まで）	7,150円	5人を超える場合は1人増すごとに	550円
人数	金額（月額）												
基本料金（5人まで）	6,160円												
5人を超える場合は1人増すごとに	550円												
人数	金額（月額）												
基本料金（5人まで）	7,150円												
5人を超える場合は1人増すごとに	550円												
附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。 （経過措置） 第2条 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、<u>令和8年4月分</u>の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。 2 前項の規定にかかわらず、<u>令和8年4月分から令和9年3月分までの基本料金は、5,280円とする。</u>	附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。 （経過措置） 第2条 この条例による改正後の第12条第1項の規定は、<u>令和7年4月分</u>の使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。 2 前項の規定にかかわらず、<u>令和7年4月分から令和8年3月分までの基本料金は4,950円とし、同年4月分から令和9年3月分までの基本料金は5,500円とし、同年4月分から令和10年3月分までの基本料金は6,050円とし、同年4月分から令和11年3月分までの基本料金は6,600円とする。</u>												